

平成16年2月18日

保健所長の職務の在り方に関する検討会

座長 石井威望 殿

保健所長の職務の在り方に関する検討会委員

全国知事会事務総長 中川浩明

保健所長の職務の在り方に関する検討会

報告書骨子（案）への意見について

保健所長の職務の在り方に関する検討会の報告書骨子（案）の検討にあたり、別添の意見書を提出いたします。

## 保健所長の職務の在り方に関する検討会告書骨子（案）に対する意見

### 保健所長の職務の在り方に関する検討会委員

中川 浩明

保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書骨子（案）が前回の検討会において示されました。私はこのような結論には反対です。

そもそも本検討会は、「保健所に医師が必須である点は認めた上で、場合によっては地方公共団体の判断で、保健所長は医師ではない者を充てるという選択肢も認めるべきである」との地方分権改革推進会議の指摘を受けて設置されたものです。その観点は、決して住民の健康と安全を軽視するということではなく、より適切な保健所運営、より適切な健康と安全の確保に向けた地方ごとの主体的判断を尊重するということです。

保健所長の資格要件についての地方団体の従来からの主張は次のとおりです。

- 住民の立場からも、総合的な保健・医療・福祉サービスをきめ細かに提供できる体制にした方が、より住民ニーズに沿うことになるが、必置規制が障害となり、地域の実情や住民ニーズを踏まえた組織づくりが困難になっている。
- 住民の生命・安全の確保のためには、地方公共団体が行うべき業務の義務づけを行うことは必要としても、地域の実情に応じた適切な組織のあり方を選択する余地を認めない必置規制は、抜本的に見直すべきである。
- 保健所における医師の必要性は認めるが、組織の長の任命にあたっては、組織内のスタッフをまとめる能力や関係者等との調整能力等を考慮し選任するのが当然。

さらに、本検討会における議論やアンケート調査の実施、現地視察を通して、次のような点が明らかになってきております。

- 今後の保健所の在り方・役割を見据え、保健所の人材、組織の在り方を議論することが必要である。
- 医師ではないが公衆衛生に造詣が深く部下の信頼も厚い人を所長とし、若くてやる気のある医師を置いて体制を整えることにより、全体としての総合力は確保できる。
- 医師以外の職種も、高い教育レベルでトレーニングを積む中で、能力も上がってきており、保健所の専門職の中に、所長として期待できる人材がある。
- 現状では、保健衛生分野に精通し、組織管理能力にも優れた人材がいても、医師でなければ所長に起用できない。
- 所長として適材の医師がない場合、長としての資質のある他の職種が所長になる機会が与えられるべき。
- 公衆衛生に熱意をもち、コーディネート力のある人が所長になることが望ましい。
- 所長としては、幅広い分野に精通した人材が必要になってきている。

- マネジメントもでき、医学にも精通している医師を保健所長としてそろえることはほとんど無理である。
- 兼務保健所では、日常的な問題から緊急時の対応、地域住民等との関係など、大きな問題が生じており、兼務の解消が急務である。
- 保健所長の能力アップとは別に、しっかりとした公衆衛生の専門家の養成・配置を進める必要がある。
- 医師による決定を要する事項について、長ではない医師に決定権限を任せることのシステムを組むことも可能である。

したがって、(案)に代わって、結論については次のように変更すべきものと考えます。

- 保健所長に医師以外の者を任用することを認める。
- 所長の資格要件規定に代わり、保健所には必ず医師を配置することとする。
- 保健所長を医師以外の者とする場合は、一定期間以上（例えば、10年以上）の公衆衛生の実務経験を有し、一定の教育研修を受けていることを条件とする。
- 保健所長を医師以外の者とする場合は、医師の医学的判断を、保健所の意志決定に適切に反映するため、その権限や組織上の役割分担を明確化する。
- 医師を含む公衆衛生の専門家の養成・確保策を拡充する。
- なお、保健所長の資格要件見直しに合わせて、保健所長が医師であることを前提とした諸規定について見直しを行い、引き続き医師の専決事項とすべき業務がある場合には、その部分について法令上明記する。